付録　身体障害者障害程度等級表（その一）

級別			一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
肢体不自由	視覚障害		視力の良い方の眼の視力が〇．〇二以上〇．〇三以下のもの	1視力の良い方の眼の視力が〇．〇二以下のもの 2視力の良い方の眼の視力が〇．〇四かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの（両眼全ろう）	1視力の良い方の眼の視力が〇．〇四以上〇．〇七以下のもの（一級の二に該当するものを除く。） 2視力の良い方の眼の視力が〇．八かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの（両耳の聴力レベルが平均値で九〇デシベル以上のものであつて、接しなければ大声語を理解し得ないもの）	1視力の良い方の眼の視力が〇．〇八以上〇．一以下のもの 2右眼それぞれ八〇度以下の両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの 3両眼開放視認点数が七〇点以下のもの	1視力の良い方の眼の視力が〇．二かつ他方の眼の視力が〇．〇二以下のもの 2両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの 3両眼中心視野角度が五六度以下のもの 4両眼開放視認点数が七〇点以下かつ一〇〇点を超えるもの 5両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が〇．六以下かつ〇．二以下のもの 他方の眼の視力が〇．〇二以下のもの
	聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害			1両耳の聴力レベルが八〇デシベル以上のもの（両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの）	1両耳の聴力レベルが七〇デシベル以上の耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの（両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が三〇パーセント以下のもの）	1両耳の聴力レベルが七〇デシベル以上の耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの（両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの）	1両耳の聴力レベルが七〇デシベル以上の耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの（両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が七〇パーセント以下のもの）	1両耳の聴力レベルが七〇デシベル以上の耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの（両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が七〇パーセント以下のもの） 2両耳の聴力レベルが一〇〇デシベル以上の耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの
		平衡機能障害			平衡機能の著しい障害				
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害				音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失			
	上肢機能障害	上肢機能の著しい障害	1両上肢の機能を全廃したもの 2両上肢を手関節以上で欠くもの 3一上肢を上腕の二分の一以上で欠くもの 4一上肢の機能を全廃したもの	1両上肢の機能の著しい障害 2両上肢のすべての指を欠くもの	1両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3一上肢の機能の著しい障害 4一上肢のすべての指を欠くもの	1両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6一上肢の三指の機能を全廃したもの 7おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8おや指又はひとさし指を含む一上肢の四指の機能を全廃したもの	1両上肢のおや指の機能の著しい障害 2両上肢のおや指を欠くもの 3一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの	1両上肢のおや指の機能の著しい障害 2両上肢のおや指を欠くもの 3一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 4一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 5一上肢の機能の著しい障害 6一上肢のすべての指を欠くもの 7一上肢の機能を全廃したもの	1両上肢の機能の著しい障害 2両上肢のすべての指を欠くもの 3一上肢のすべての指を欠くもの 4一上肢の機能を全廃したもの 5一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 6一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 7一上肢の機能の著しい障害	1両上肢の機能の著しい障害 2両上肢のすべての指を欠くもの 3一上肢のすべての指を欠くもの 4一上肢の機能を全廃したもの 5一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 6一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 7一上肢の機能の著しい障害
		下肢機能障害	1両下肢の機能を全廃したもの 2両下肢を手関節以上で欠くもの 3両下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの 4一下肢の機能を全廃したもの	1両下肢の機能の著しい障害 2両下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの	1両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2一下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの 3一下肢の機能を全廃したもの	1両下肢のすべての指を欠くもの 2両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3一下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの 4一下肢の機能の著しい障害 5一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6一下肢が健側に比して一〇センチメートル以上又は健側の長さの十分の一以上短いもの	1両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 2両下肢のすべての指を欠くもの 3一下肢の機能を全廃したもの 4一下肢の機能の著しい障害 5一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6一下肢が健側に比して三センチメートル以上又は健側の長さの十五分の一以上短いもの	1両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2一下肢の機能の著しい障害 3一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 4一下肢のすべての指の機能の軽度の障害 5一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 6一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 7一下肢が健側に比して三センチメートル以上又は健側の長さの二十分の一以上短いもの	1両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2一下肢の機能の著しい障害 3一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4一下肢のすべての指の機能の軽度の障害 5一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 6一下肢の足関節の機能の著しい障害
		体幹機能障害	体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	体幹の機能の著しい障害		
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動がが著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢に不随意運動・失調等を有するもの	
		移動機能障害	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	不随意運動・失調等により下肢に不随意運動・失調等を有するもの	

備考

1　同一の等級については二つの重複する障害がある場合は、一級うえの扱いとする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、当該級とする。

2　両眼の視力の障害については、その視力の和が、一の場合は、六級とする。

3　一眼の視力を失い、他眼の視力が〇．〇六以下に減じたものについては、その視力の和が〇．〇六の場合に該当するものとする。

4　両眼の視力の障害については、その視力の和が〇．〇二の場合は、七級に該当する障害が二以上重複する場合について準用する。

5　一眼の視力が〇．〇二以下に減じたものについては、その視力の和が〇．〇二の場合に該当するものとする。

6　一眼の視力を失い、他眼の視力が〇．〇二以下に減じたものについては、その視力の和が〇．〇二の場合に該当するものとする。

7　一眼の視力を失い、他眼の視力が〇．〇二以下に減じたものについては、その視力の和が〇．〇二の場合に該当するものとする。

8　一眼の視力を失い、他眼の視力が〇．〇二以下に減じたものについては、その視力の和が〇．〇二の場合に該当するものとする。

9　一眼の視力を失い、他眼の視力が〇．〇二以下に減じたものについては、その視力の和が〇．〇二の場合に該当するものとする。

10　一眼の視力を失い、他眼の視力が〇．〇二以下に減じたものについては、その視力の和が〇．〇二の場合に該当するものとする。

11　一眼の視力を失い、他眼の視力が〇．〇二以下に減じたものについては、その視力の和が〇．〇二の場合に該当するものとする。

12　一眼の視力を失い、他眼の視力が〇．〇二以下に減じたものについては、その視力の和が〇．〇二の場合に該当するものとする。

13　一眼の視力を失い、他眼の視力が〇．〇二以下に減じたものについては、その視力の和が〇．〇二の場合に該当するものとする。

14　一眼の視力を失い、他眼の視力が〇．〇二以下に減じたものについては、その視力の和が〇．〇二の場合に該当するものとする。

15　一眼の視力を失い、他眼の視力が〇．〇二以下に減じたものについては、その視力の和が〇．〇二の場合に該当するものとする。

16　一眼の視力を失い、他眼の視力が〇．〇二以下に減じたものについては、その視力の和が〇．〇二の場合に該当するものとする。

17　一眼の視力を失い、他眼の視力が〇．〇二以下に減じたものについては、その視力の和が〇．〇二の場合に該当するものとする。

18　一眼の視力を失い、他眼の視力が〇．〇二以下に減じたものについては、その視力の和が〇．〇二の場合に該当するものとする。

19　一眼の視力を失い、他眼の視力が〇．〇二以下に減じたものについては、その視力の和が〇．〇二の場合に該当するものとする。

20　一眼の視力を失い、他眼の視力が〇．〇二以下に減じたものについては、その視力の和が〇．〇二の場合に該当するものとする。

21　一眼の視力を失い、他眼の視力が〇．〇二以下に減じたものについては、その視力の和が〇．〇二の場合に該当するものとする。

22　一眼の視力を失い、他眼の視力が〇．〇二以下に減じたものについては、その視力の和が〇．〇二の場合に該当するものとする。

23　一眼の視力を失い、他眼の視力が〇．〇二以下に減じたものについては、その視力の和が〇．〇二の場合に該当するものとする。

24　一眼の視力を失い、他眼の視力が〇．〇二以下に減じたものについては、その視力の和が〇．〇二の場合に該当するものとする。

25　一眼の視力を失い、他眼の視力が〇．〇二以下に減じたものについては、その視力の和が〇．〇二の場合に該当するものとする。